# 2018年度における適正手続の遵守状況の総括

# 企業会計基準委員会

### I. 本資料の目的

- 1. 本資料は、企業会計基準委員会(以下「ASBJ」という。)が、「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」(以下「適正手続規則」という。)第 30 条に基づき、2018 年度(2018 年 4 月 1 日から 2019 年 3 月 31 日)(以下「本年度」という。)における適正手続の遵守状況について報告を行うものである。
- 2. なお、適正手続規則第29条に基づき、重要と認められる企業会計基準、企業会計基準適用指針及び実務対応報告(以下、合わせて「企業会計基準等」という。)並びに修正国際基準として、以下を選定しており、当該会計基準の適正手続の遵守状況については、個別に報告を行っている。

#### 【修正国際基準】

● 改正「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」(2018 年 12 月 27 日公表、2019 年 1 月 28 日に適正手続の遵守状況を報告)

#### II. 本年度における適正手続の遵守状況

3. 本年度における適正手続の遵守状況については、第4項から第11項のとおりであり、適正手続の遵守状況について重要な問題は見受けられなかった。

## 審議テーマの決定

- 4. 本年度における新規テーマは、以下の基準諮問会議からの提言及び ASBJ による審議に基づいて選定された(適正手続規則第22条第1項)。
  - 2018 年 11 月 29 日に開催された第 397 回企業会計基準委員会において、「見積 りの不確実性の発生要因」及び「関連する会計基準等の定めが明らかでない場 合に採用した会計処理の原則及び手続」に関する注記情報の充実について基準

諮問会議から当該項目について新規テーマとして提言がなされ、この提言を受けて、2018 年 12 月 13 日に開催された第 398 回企業会計基準委員会において審議した結果、新規テーマ等として取り上げることとした。

#### 論点整理の公表

5. 本年度においては、論点整理は公表されていない。

### 公開草案の公表

6. 本年度に公表された公開草案は、以下のとおりである。

#### 【日本基準】

- (1) 実務対応報告公開草案第55号(実務対応報告第18号の改正案)「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い(案)」及び実務対応報告公開草案第56号(実務対応報告第24号の改正案)「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い(案)」(2018年5月28日公表、2018年7月30日コメント期限)
- (2) 企業会計基準公開草案第62号(企業会計基準第21号の改正案)「企業結合に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第62号(企業会計基準適用指針第10号の改正案)「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(案)」(2018年8月21日公表、2018年10月22日コメント期限)
- (3) 企業会計基準公開草案第 63 号「時価の算定に関する会計基準(案)」、企業会計基準公開草案第 64 号(企業会計基準第 9 号の改正案)「棚卸資産の評価に関する会計基準(案)」、企業会計基準3 10 号の改正案)「金融商品に関する会計基準(案)」、企業会計基準適用指針公開草案第 63 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針(案)」、企業会計基準適用指針公開草案第 63 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針(案)」、企業会計基準適用指針公開草案第 64 号(企業会計基準適用指針第 14 号の改正案)「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第 65 号(企業会計基準適用指針第 19 号の改正案)「金融商品の時価等の開示に関する適用指針(案)」(2019 年 1 月 18 日公表、2019 年 4 月 5 日コメント期限)
- (4) 実務対応報告公開草案第 57 号 (実務対応報告第 18 号の改正案)「連結財務諸 表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い(案)」(2019 年 3 月 25 日公表、2019 年 5 月 27 日コメント期限)

## 【修正国際基準】

- (5) 修正国際基準公開草案第6号「『修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)』の改正案」(2018年6月18日公表、2018年9月7日コメント期限)
- 7. 前項(5)については、第2項に記載のとおり、個別に報告を行っているため、本報告では省略する。
- 8. 第6項(1)から(4)に記載された公開草案の公表に関する主な適正手続の遵守状況は、以下のとおりである。

	適正手続規則	第6項(1)	第6項(2)
		連結財務諸表作成に	企業結合に関する会
		おける在外子会社等	計基準(案)等
		の会計処理に関する	
		当面の取扱い (案)	
		等	
公開での審	原則として公開	公開草案の公表ま	公開草案の公表ま
議	(適正手続規則第	で、親委員会におい	で、親委員会におい
	7条第1項)	て7回、専門委員会	て4回、専門委員会
		において6回の審議	において3回の審議
		が公開で行われた。	が公開で行われた。
資料の事前	原則としておおむ	審議資料は、準備の	審議資料は、準備の
送付	ね1週間前に送付	都合上、親委員会及	都合上、親委員会及
	(適正手続規則第	び専門委員会の1~3	び専門委員会の 2~4
	9条第1項)	日前の送付となった	日前の送付となった
		例があった。	例があった。
公開草案公	委員総数の5分の	出席委員 14 名(委	出席委員 12 名(委
表の議決の	3以上の賛成(適	員総数14名)全員	員総数14名)全員
状況	正手続規則第 14 条	の賛成により公表が	の賛成により公表が
	第1項)	承認された。	承認された。
公開草案の	原則として2ヶ月	2ヶ月とした。	同左
公表期間	(適正手続規則第		
	19条第3項)		

	適正手続規則	第6項(1)	第6項(2)
		連結財務諸表作成に	企業結合に関する会
		おける在外子会社等	計基準 (案) 等
		の会計処理に関する	
		当面の取扱い (案)	
		等	
公開草案に	ホームページに公	2018年8月14日に	2018年11月2日に
寄せられた	開(適正手続規則	公表した。	公表した。
意見の公表	第 19 条第 4 項)		

	適正手続規則	第6項(3)	第6項(4)
		時価の算定に関する	連結財務諸表作成に
		会計基準(案)等	おける在外子会社等
			の会計処理に関する
			当面の取扱い(案)
公開での審	原則として公開	公開草案の公表ま	公開草案の公表ま
議	(適正手続規則第	で、親委員会におい	で、親委員会におい
	7条第1項)	て 17 回、専門委員	て2回、専門委員会
		会において 15 回の	において1回の審議
		審議が公開で行われ	が公開で行われた。
		た。	
資料の事前	原則としておおむ	審議資料は、準備の	審議資料は、準備の
送付	ね1週間前に送付	都合上、親委員会及	都合上、親委員会及
	(適正手続規則第	び専門委員会の1~3	び専門委員会の 2~3
	9条第1項)	日前の送付となった	日前の送付となった
		例があった。	例があった。
公開草案公	委員総数の5分の	出席委員 13 名(委	出席委員 14 名(委
表の議決の	3以上の賛成(適	員総数14名)全員	員総数 14 名) 全員
状況	正手続規則第14条	の賛成により公表が	の賛成により公表が
	第1項)	承認された。	承認された。
公開草案の	原則として2ヶ月	2ヶ月半とした。	2ヶ月とした。
公表期間	(適正手続規則第		
	19条第3項)		
公開草案に	ホームページに公	2019年4月12日に	2019年6月7日に公
寄せられた	開(適正手続規則	公表した。	表した。

	適正手続規則	第6項(3)	第6項(4)
		時価の算定に関する	連結財務諸表作成に
		会計基準 (案) 等	おける在外子会社等
			の会計処理に関する
			当面の取扱い (案)
意見の公表	第 19 条第 4 項)		

### 企業会計基準等の公表

9. 本年度中に公表された企業会計基準等及び修正国際基準は、以下のとおりである。

### 【日本基準】

- (1) 改正実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」及び改正実務対応報告第 24 号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」(2018 年 9 月 14 日公表)
- (2) 改正企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」及び改正企業会計基 準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用 指針」(2019年1月16日公表)

## 【修正国際基準】

- (3) 改正「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」(2018年4月11日公表)
- (4) 改正「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準 によって構成される会計基準)」(2018 年 12 月 27 日公表)
- 10. 前項(4)については、第2項に記載のとおり、個別に報告を行っているため、本報告では省略する。
- 11. 第 9 項(1)から(3)に記載された企業会計基準等の公表に関する主な適正手続の遵守状況は、以下のとおりである。

適正手続規則	第9項(1)	第9項(2)
	連結財務諸表作成に	企業結合に関する会

		おける在外子会社等	計基準等
		の会計処理に関する	H1 42 7 1
		当面の取扱い等	
公開での審	原則として公開	公開草案の公表後、	公開草案の公表後、
議	(適正手続規則第	親委員会において2	親委員会において3
HJ.V	7条第1項)	回、専門委員会にお	回、専門委員会にお
		いて1回の審議が公	いて2回の審議が公
		開で行われた。	開で行われた。
 資料の事前	原則としておおむ	審議資料は、準備の	同左
送付	ね1週間前に送付	都合上、親委員会及	1,421
×211	(適正手続規則第	び専門委員会の 2~3	
	9条第1項)	日前の送付となった	
		例があった。	
再公開草案	   公開草案を再度公	再度公開草案を公表	同左
の要否に関	表する要請がない	する必要性の有無に	1. 4/-1.
する審議	か検討(適正手続	ついて審議が行わ	
у Ф ш нд	規則第 19 条第 5	れ、再公開草案の必	
	項)	要性はないことが了	
		承された。	
企業会計基	委員総数の5分の	出席委員 14 名(委	出席委員 13 名(委
準等の公表	3以上の賛成(適	員総数 14 名)全員	員総数 14 名) 全員
に関する議	正手続規則第14条	の賛成により公表が	の賛成により公表が
決の状況	第1項)	承認された。	承認された。
企業会計基	[企業会計基準及び	出席委員数及び賛成	「企業結合に関する
準等の公表	修正国際基準]	委員数を記載した。	会計基準」について
に関する賛	賛成した委員と反		は、賛成した委員の
成状況	対した委員の名前		名前を記載した。
	を記載		「企業結合会計基準
	[企業会計基準適用		及び事業分離等会計
	指針及び実務対応		基準に関する適用指
	報告]		針」については、出
	委員会の出席委員		席委員数及び賛成委
	数と賛成した委員		員数を記載した。
	数を記載		
	(適正手続規則第		
	14 条第 2 項)		

	[企業会計基準等及		
	び修正国際基準]		
	反対した委員の反		
	対理由を記載		
	(適正手続規則第		
	14条第3項)		
公開草案に	ホームページに公	2018年9月14日に	2019年1月16日に
寄せられた	開(適正手続規則	公表した。	公表した。
意見と対応	第 19 条第 4 項)		
の公表			

	適正手続規則	第9項(3)
		(国際会計基準と企
		業会計基準委員会に
		よる修正会計基準に
		よって構成される会
		計基準)」
公開での審	原則として公開	公開草案の公表後、
議	(適正手続規則第	親委員会において2
	7条第1項)	回、作業部会におい
		て2回の審議が公開
		で行われた。
資料の事前	原則としておおむ	審議資料は、準備の
送付	ね1週間前に送付	都合上、親委員会の
	(適正手続規則第	2日前の送付となっ
	9条第1項)	た例があった。
再公開草案	公開草案を再度公	再度公開草案を公表
の要否に関	表する要請がない	する必要性の有無に
する審議	か検討(適正手続	ついて審議が行わ
	規則第 19 条第 5	れ、再公開草案の必
	項)	要性はないことが了
		承された。
企業会計基	委員総数の5分の	出席委員9名(委員
準等の公表	3以上の賛成(適	総数 14 名) 全員の
に関する議	正手続規則第 14 条	賛成により公表が承

		Г
決の状況	第1項)	認された。
企業会計基	[企業会計基準及び	賛成した委員の名前
準等の公表	修正国際基準]	を記載した。
に関する賛	賛成した委員と反	
成状況	対した委員の名前	
	を記載	
	[企業会計基準適用	
	指針及び実務対応	
	報告]	
	委員会の出席委員	
	数と賛成した委員	
	数を記載	
	(適正手続規則第	
	14条第2項)	
	[企業会計基準等及	
	び修正国際基準]	
	反対した委員の反	
	対理由を記載	
	(適正手続規則第	
	14条第3項)	
公開草案に	ホームページに公	2018年4月11日に
寄せられた	開(適正手続規則	公表した。
意見と対応	第 19 条第 4 項)	
の公表		

以上